

◆市・府民税の申告が必要な人(例示)

職業など	申告に必要なもの
自営業	収入内訳書など
大工、左官、建築手伝い、各種外交員など	
不動産所得がある人	支払通知書など
配当所得がある人	
※上場株式などの配当所得は源泉分離のため申告不要。申告分離課税を選択することも可	源泉徴収票など
2カ所以上からの給与がある人	
※パート・アルバイトなどを含む	
29年中に中途退職をした人	

(注) …次のいずれかの書類(郵送の場合は写しを添付)
 ・マイナンバーカード
 ・通知カードおよび運転免許証や保険証など

申告に関するお知らせ

医療費控除の申告について

30年から、医療費の領収書の代わりに、前年中に支払った「医療費控除の明細書」が必要になります。領収書の提出を求める場合もあるので、5年間保管してください。
 ※医療費通知書または医療費のお知らせを領収書としても可

セルフメディケーション税制について

30年から、健康の維持増進および疾病予防の取り組みを行っている人が、前年中に自己または自己と生計を一にする配偶者、そのほかの親族のために特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)購入費を支払った場合は、一定額の医療費控除を受けることができます。

控除額
 (その年に支払ったスイッチOTC医薬品の総額ー保険金などで充填される金額)ー1万2000円

必要書類
 ○「一定の取り組み」を証明する書類(保険者や勤務先の実施する健康診断書、予防接種の領収書など)
 ○スイッチOTC医薬品の支払額を転記した明細書

※市役所では、確定申告(税務署分)の受付・相談はできません。確定申告書は門真税務署の申告会場へご提出ください。作成済みの申告書のみ市役所で受付可

問合せ 【市・府民税の申告について】
 課税課 ☎06(6902)5898
 【確定申告について】
 門真税務署 ☎06(6909)0181



第1回定例会の開催予定

会議は誰でも無料で傍聴できます。傍聴(本会議は一般席32人・車椅子用席3人、委員会は10人)は先着順です。

受付場所
 ○本会議…議場前(市役所本館1階)
 ○委員会…議会事務局(市役所本館4階)
 ※会議は午前10時から。傍聴の受付は午前9時30分から
 ※日程は、都合により変更する場合あり
問合せ
 議会事務局
 ☎06(6902)6978

とき	内容
2月26日(月)	本会議
3月7日(水)	本会議(代表質問)
3月8日(木)	本会議(代表質問・一般質問)
3月12日(月)	総務建設常任委員会
3月13日(火)	民生常任委員会
3月15日(水)	文教子ども常任委員会
3月23日(金)	本会議

4月から国民健康保険制度が変わります

国民健康保険制度は現在、各市町村が保険者となって運営していますが、4月からは府と市町村が共同保険者となって運営します。なお、被保険者証の発行や保険給付、保険料の賦課・徴収などは、引き続き市町村が行います。

財政運営が市町村単位から府単位に拡大し、予期せぬ財政リスクの軽減など、制度の安定化を図ります。さらに、市町村ごとで異なる保険料率や保険料減免の基準などを府内で統一します。

※最大6年間の経過措置期間あり
 ※詳しくは広報かどま3月号で同時配布予定のチラシまたは市ホームページでお知らせ予定

問合せ 健康保険課
 ☎06(6902)5989

税金

30年度(29年中所得)市・府民税の申告

○勤務先から市役所に給与支払報告書または公的年金等支払報告書が提出される
 ※各種控除を市・府民税のみで受ける場合は申告が必要
 ※所得がない場合でも国民健康保険料の算定や各種手当の申請に所得証明や非課税証明が必要な人は申告が必要
 申告方法 郵送または直接
 ◆個別の申告期間にご協力を混雑を避けるために、申告期間を個別に指定しています。指定期間は、1月下旬発送予定の申告書封筒に記載しています。
 ◆南部市民センターで出張申告会場を開設

とき 2月7日(水)・8日(木)
 午前9時30分～正午、午後1時～4時
申告・問合せ
 〒571-85805
 「門真市役所」課税課
 ☎06(6902)5898

確定申告は3月15日(木)まで
 対象 29年分所得税および復興特別所得税
 申告・相談期間
 2月16日(金)～3月15日(木)
 ※時間は午前9時～午後5時
 ※土・日曜日を除く。ただし2月18日(日)・25日(日)は開設
 ※混雑状況により午後4時ごろに受付を終了する場合があります
 ◆国税庁ホームページで確定申告書などが作成できます
 「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書の作成、印刷ができます。
 ※e-TAX(電子申告)による提出も可。詳しくはe-TAXホームページ参照
問合せ 門真税務署
 ☎06(6909)0181

確定申告には控除証明書の添付が必要です
 国民年金保険料は、納付した全額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象となります。確定申告の際は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。
 また、ご家族の保険料を納付した場合も、その全額が納付した人の控除対象となります。確定申告の際は、家族分の証明書を添付し、自身の保険料と合算して申告してください。
控除証明書の送付時期
 ○29年1月～9月に国民年金保険料を納付…29年11月上旬
 ○29年10月以降に国民年金保険料を納付…2月上旬
問合せ 守口年金事務所
 ☎06(6902)3031

年金

確定申告には控除証明書の添付が必要です

本市福祉推進のため
 門真遊技業組合組合長・轟丸雄一郎様
 ご厚志に感謝します

寄附・寄贈

30年度門真市奨学生を募集

向学心に富みながら、経済的な理由で高等学校などへの進学が困難な人のために門真市奨学金の制度があります。
 ※所得制限あり。生活保護世帯は別途制度あり
 給付額 月額5000円
 選考方法 レポート、面接
 出願書類配布場所 市内各中学校、学校教育課
 出願締切 2月28日(水)
提出・問合せ 学校教育課
 ☎06(6902)7042

教育

保険

保険料の納付には便利で安心
 ペイジー口座振替
 保険料の納付には便利で安心
 ・安全な口座振替をご利用ください。金融機関のキャッシュカードがあれば、保険収納課窓口で保険料の口座振替手続きが簡単にできます。
問合せ 保険収納課
 ☎06(6902)5994

パブリックコメントを募集します

2つの計画(案)について、市在住・在勤・在学の皆さんから意見を募集します。

門真市国民健康保険第2期データヘルス計画
 本市国民健康保険の健康・医療情報を活用し、PDCAサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業を実施するための計画

門真市第3期特定健康診査等実施計画
 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査などの具体的な実施方法などについて定める計画

各案は市ホームページに掲載するほか、健康保険課、市情報コーナー(市役所別館1階)、南部市民センター、市立公民館などで閲覧できます。
 意見の提出・閲覧期間
 2月20日(水)～3月12日(月)
意見の提出方法
 様式は自由。案件名、住所、氏名、連絡先を記入して提出期限(必着)までに郵送、FAX、メールまたは直接
 ※意見は原則公表。記載内容に不備がある場合や電話での受付、意見に対する直接の回答は不可
提出・問合せ
 〒571-85805
 「門真市役所」健康保険課
 ☎06(6902)5989
 FAX 06(6902)5994
 ☒sim@city.kadoma.osaka.jp